

# 沖縄県立八重山病院電気設備等保守管理業務仕様書

沖縄県立八重山病院設備等保守管理業務委託契約書第3条による「沖縄県立八重山病院設備等保守管理業務仕様書」は以下のとおりとする。ただし、法定点検に関する業務は除くものとする。

## 1. 勤務条件

- (1) 勤務時間は次のとおりとし、勤務時間は週40時間を上限とする。ただし、勤務時間外でも常に連絡を取れる状態を維持すること。  
日勤 午前8時～午後5時  
夜勤 午後5時～午前8時
- (2) 発注者は、前項の勤務時間を超えて受注者の従業員を勤務させることができるものとする。ただし、超過勤務は従業員1名につき、1月あたり15時間を上限とし、当該超過勤務に係る手当は本契約の委託料に含まれるものとする。
- (3) 受注者は、八重山地方に暴風警報が発令され、かつ発注者が業務停止命令を発した場合であっても、受注者の従業員を業務に従事させるものとする。当該勤務に係る手当は本契約の委託料に含まれるものとする。
- (4) 沖縄県立八重山病院（以下「本院」という。）付属診療所（西表西部、西表大原、小浜、波照間）の営繕作業に係る出張は、委託業務に含まれるものとする。ただし、出張にかかる費用については本契約に含まず、その都度別途請求するものとする。

## 2. 配置、資格要件

- (1) 資格要件
  - ① 第三種電気主任技術者免状以上の保有者 1名以上
  - ② ボイラー2級免許以上を保有かつビル管理経験が1年以上ある者 4名以上
  - ③ 危険物取扱者乙種第4類免状以上若しくは第二種電気工事士免状以上の保有者 4名以上
- (2) 配置
  - ① (1)の①は、土日祝日及び夜勤を除き、常時1名を勤務させること。
  - ② (1)の②は、日勤及び夜勤に1名以上を勤務させること。
  - ③ (2)の②の配置に加え、(1)の②若しくは③の従業員を、平日の日勤に3名以上、土日祝日の日勤に1名以上、夜勤に1名以上勤務させること。

## 3. 受電設備の保守に関する業務

- (1) 受電設備の正常稼働の点検確認（総合監視、力率等の調整）
- (2) 変圧器の温度、異音点検及び外部状態の目視点検
- (3) 母線、ガイシ、ケーブル等の目視点検
- (4) 非常用発電機の試運転等の点検
- (5) 蓄電池設備の整流器、各セル等の目視点検

- (6) 幹線、接地線、端子盤等の取り付け状態の目視点検
- (7) 高圧盤、低圧盤、発電設備、蓄電池設備の点検日誌又は必要事項の記録
- (8) 警報表示装置による故障の監視及び処置等
- (9) 停電処理及び負荷制御操作並びに監視等

#### 4. 電気設備の保守管理に関する業務

- (1) 電気関係各設備・配線の点検及び測定（絶縁抵抗、漏れ電流等）並びに維持管理
- (2) 照明設備、スイッチ及びコンセント、電球、配線等の取替工事等
- (3) 外灯用タイマー及び配線等の点検整備
- (4) 避雷針の管理及び接地部の目視点検
- (5) 機器台帳、機器補修記録簿の作成等
- (6) 館内放送、テレビ、インターホン、ナースコール及び電気時計等設備の軽微な修理

#### 5. ボイラーの運転に関する業務

- (1) ボイラーの操作及び運転に関する点検・記録（重油・給油の使用量・その他必要事項）
- (2) ボイラー及び付属装置の点検・整備・ペンキ塗装
- (3) 軟水器、ボイラー缶水及びボイラー給水の管理
- (4) 各種ポンプ（温水・給水・燃料）の点検・整備・ペンキ塗装
- (5) オイルタンク・ホットウェルタンクの整備・保守管理
- (6) その他ボイラー技士の行うべき業務（ボイラー室の整理整頓・蒸気管の取り替え・蒸気トラップの点検・清掃等）

#### 6. 空気調和設備の保守管理に関する業務

- (1) ターボ冷凍機、チラーユニット、パッケージエアコン、その他冷凍機器及び冷房設備の運転維持管理等
- (2) 空調機、ファンコイル等の運転維持管理及びフィルター等の清掃点検
- (3) 各種ポンプ（冷水、冷却水）の点検整備及び記録等
- (4) 冷却塔、冷却塔ファン、ブースターファン塔の運転維持管理
- (5) 各種配管等（冷水管、冷却水缶、ドレン官等）の運転維持管理
- (6) 各種Vベルト等の点検整備及び交換作業等

#### 7. 給排水衛生施設の保守管理に関する業務

- (1) 受水槽、高架水槽の維持管理
- (2) 各種ポンプ（揚水ポンプ等）の点検整備及び軽微な修理
- (3) 各種配管、バルブ等の修繕及び交換
- (4) 配管水、通気管、ルーフトレン等の点検整備
- (5) 衛生器具設備（洗面台、大・小便器、汚物流等）の修繕
- (6) 地下ピット、マンホール等の損傷点検及び整備

- (7) 各種水槽の液面リレー、フロートスイッチ等の運転維持管理
- (8) 残留塩素の測定及び水質の管理等

#### 8. 建築物の維持管理及び修理に関する業務

- (1) 各種タイル等の修理維持管理
- (2) 天井用ボード等の点検及び修理維持管理
- (3) テラスの修理維持管理
- (4) カーテンレール、ブラインド等の補修工事等並びに取り付け等
- (5) 各種壁等の補修工事
- (6) 病室入り口ドア等の維持管理及び補修等
- (7) コンクリートひび割れ等補修工事

#### 9. 設備機械、各種機器及び備品等の保守管理及び修理に関する業務

- (1) 自動ドア、非常用ドア等の管理及び軽微な修理等
- (2) ガス設備（ガス湯沸器等）の軽微な修理等
- (3) 液体酸素受け入の立ち会い
- (4) 医療用機器（薬品保冷库、製氷機等）の軽微な修理等
- (5) 各種厨房設備及び機器等の軽微な修理等
- (6) 洗濯機、乾燥機等家電製品の軽微な修理等

#### 10. 駐車場及び建物の管理に関する業務

- (1) 駐車場の保安管理
- (2) 本院の保安管理
- (3) 医師住宅及び看護師住宅の管理及び整備等

#### 11. 消防設備の保守管理に関する業務

- (1) 防災センター業務
- (2) 防災設備・非常用諸設備の監視業務
- (3) 消防、消火設備（消火器、屋内消火栓、スプリンクラー等）、避難設備（誘導灯）、排煙設備等の故障時の初動対応等

#### 12. 事務に関する業務

- (1) 各種業務に関する事務処理等

#### 13. その他の業務

- (1) 臨時的な構内の清掃等
- (2) ガス溶接、アーク溶接及び木工等による簡易な物品製作
- (3) その他発注者が調整の上、依頼する業務

#### 1 4. 受託職員の健康管理

- (1) 標準予防策（スタンダードプレコーション）を実践させること。
- (2) 受注者は、職員へ県立八重山病院の感染症対策プログラムに則り、B型肝炎抗体検査を受けさせ、陰性の場合はワクチン接種を受けさせること。当該費用は受託者の負担とする。また、実施結果を委託者へ報告すること。
- (3) 従業員は、業務中に血液汚染や損傷を負った場合は、即座に責任者に報告し、適切な処置を受けること。この場合、労務災害にかかる事務手続きは受注者にて行うこと。

#### 1 5. 遵守事項

- (1) 発注者、受注者及び従業員は、職場におけるパワーハラスメントを禁止するとともに、その他労働者としてふさわしくない行為をしないこと。

#### 1 6. 特記事項

- (1) 中央監視室が防災センターの機能を兼ねるため、受注者の責任において自衛消防業務講習終了者を配置し、未受講者については順次受講させること。  
また、発注者に対して講習受講計画を提出し、受講修了者については随時報告すること。